

京都市長
門川 大作 様

令和 3 年度京都市予算編成に あたっての要望書



地域政党京都党
市会議員団

令和3年度予算編成方針

令和3年度の予算は、財政調整基金が既に枯渇し、公債償還基金は現状のペースで取り崩せば令和8年度には枯渇するという状況下で、500億円という巨額の財源不足からのスタートという、財政非常事態宣言を行った平成14年度の予算編成を超える厳しい環境下での編成となります。

また、新型コロナウイルス感染症は未だに収束の目途が立ちません。当面の経済活動は、アクセルを全力で踏むことはできず、感染症防止対策というブレーキを踏みながらの運転となります。更に、感染拡大状況によっては、市民生活・企業活動を守るため、財政出動をしなければいけない可能性を残しております。

本市はまさに財政破綻を目前にして、紙一重でこの危機を回避できるか否かの最後の分岐点にあります。

今回の予算要望では、財政破綻を回避すべく、ウイズコロナ・アフターコロナ時代を見据えて下記 4 点の方針のもと具体策を提案致します。行財政局並びに各局で検討の上、予算編成に取り入れる様、要望致します。

○コロナ禍による一時的・臨時的な財源不足と慢性的な財源不足の解消を切り分けて対応策をとること。

○コロナ禍による一時的・臨時的な財源不足は、市民生活に影響を与えないよう、市有財産の売却をはじめとする臨時的な対応により対策をとること。

○慢性的な財源不足は、歳入を超える歳出を行っていることが主な原因であることから、聖域なき事業の見直しに加え、アフターコロナ社会を見据えた業務の在り方・業務プロセスの大転換を行うこと。

○これまで活用しきれていない民間資金と民間活力をPFSやSIBなどの手法を使って積極的に活用すること。

一時的・臨時的財源不足を
補てんするための行財政改革

1、本市職員の人件費見直し

令和元年度決算ベースで本市の人件費は1,646億円であり、うち賞与は360億円である。コロナ禍の影響で特に財源不足が著しい令和3年度においては、時限的措置として夏季及び冬季の賞与それぞれ20%のカットで70億円程度の財源を創出し、財源不足による市民生活への影響を緩和すること。

2、事業費の1割削減

各局が取り組む施策の事業費全体の1割カットを実施すること。ここでの事業費とは人件費を含まない。基本的には各施策において業務の効率化により1割カットを目指すと共に、局内で重要度に度合いもあろうことから一定の強弱も加味して局の事業費全体1割カットを実施すること。

3、大型公共工事の見直し

新たに着手を予定している施設建設については、原則として実施を見合わせる。今後の本市における大型公共事業である京都市立芸術大学移転や北陸新幹線延伸、鴨川東岸線整備、京都コンサートホールならびに勧業館の大規模修繕等において例外なく不急のものについては一時凍結すること。その間に新型コロナウイルス収束後の街づくりを見据え、民間資金の活用などによる計画の見直しも含めた検討を行うこと。継続中の事業においては、予算の増加抑止、事業規模の縮減等に努めること。

4、市有財産の売却及びセール・アンド・リースバック

本市所有の活用予定のない市有地は売却を実施すると共に、既存の公共施設をリース会社等の民間に売却し、リース料を支払うことによりその資産を継続的に使用するセール・アンド・リースバックの手法を用いて一時的な資金不足の対応を行うこと。

セール・アンド・リースバック方式は、リース期間が長くなると負担が割高になるが、一時的な資金調達とコストの平準化を図る上では有効な方策である。施設の需要が不安定な行政サービスやサービス形態が変容する可能性があるものにおいては検討の土台に上げること。

5、イベント等の見直し

京都市が主催または補助を行っているイベント等において、休止や規模縮小を検討すること。自主運営を促すと共に、オンライン実施などの低コスト化を図ること。他都市と連携して行っている事業においてもイベントの有効性を検証し、今後の実施規模や必要性の有無に関する協議を行うこと。

また、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う機運醸成を目的としたイベント等は2020年の開催延期に伴い減額補正となったものもあるが、これらの事業においても来年度の実施検討において積極的に代替手段による規模縮小や廃止による減額を図ること。

慢性的財源不足を 解消する行財政改革

本市職員の人件費見直し

6、本市職員給与表及び昇給制度の改定

本市の職員給与表は「同一労働＝同一賃金」の原則に応じた職責を重視した給与体系に改善し、職責の重い管理職の給与を引き上げるとともに、役職内の昇給の上限を設け、特に1～3級職員の最高号給の給与の引き下げを行うこと。また、一律昇給を改め、人事評価により昇給の差を設け、職員の貢献度合いと報酬を一致させること。

7、働き方改革及びデジタル化による残業代削減

平成30年度決算ベースで市長部局及び公営企業の合計の市民一人当たりの時間外勤務手当は合計約54億円にのぼる。市長部局の時間外勤務手当を政令市で比較すると本市が25.5億円に対し、平均が22億円、少ない自治体では13億～16億円（6割程度）である。本市においても、アフターコロナ時代を見据えた働き方改革及びデジタル化により業務の在り方・業務プロセスの大転換を行い、数年内に時間外勤務を現状の6割程度まで減らすこと。差し当たっては、そのプロセスを明示すること。

8、事業見直しに合わせた職員数削減

聖域なき事業の見直しや業務の効率化により、業務量全体が減少することに合わせ、相応の職員数の削減を行うこと。なお、その際には、本市の中長期的な職員の年齢構成等を考え、正規職員中途採用及び非正規職員の見直しを優先し、新卒採用の抑制は限定的に行うこと。

大型公共工事の見直し

9、投資的経費の見直し

本市の投資的経費は、京プランの目標において毎年度700億円前後が大枠とされているが、令和2年度予算編成方針では768億円となっており大幅にその基準を超えている。今後の投資的 経費に関しては、一般財源ベースで200億円に抑えるとともに、総事業費は目標の700億円の範囲内に確実に収められるよう、精査された予算編成を行うこと。また、継続中の事業については、これ以上の予算増加は確実に抑止することは勿論であるが、事業規模縮減についても可能な限り検討すること。

10、民間活力の活用

今後の公共工事においては、PPP・PFIなどの民間活力を積極的に導入し、本市財政負担の軽減を進めること。

11、今後の工事等の予定公開

今後10年間で行われる10億円以上の老朽化対策、新規の工事予定については、行財政局が中心となって計画を取りまとめ正確な情報開示を行い、計画の必要性妥当性を議会で議論すること。

歳入増に向けた取り組み

12、ふるさと納税、企業版ふるさと納税の成果を上げる

ふるさと納税制度は、行政サービスを受ける住民が税を負担する「受益者負担の原則」から逸脱しており、本来廃止すべき制度である。当面は、入るお金より出るお金が多い現状を改善して行く事が課題となる。魅力的な返礼品を選ぶなどの工夫をする他、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）を積極的に活用していくことを求める。

13、市有地を民間に委託して収益を上げる

市有地を民間企業に貸し出し、賃料収入を得ながら事業全体を民間企業が運営するPFIは、京都市の財政危機打開の切り札になる。例えば、梅小路公園をJR西日本に貸し出し、鉄道博物館の運用のみならず公園全体をJRに任せる事で、運営コストの削減を図りながら賃料収入を得るという一石二鳥の収支改善が行える。他にも、さすてな京都、二条城などのPFI化実施を検討する事を提案する。

14、インテリジェントシティ化で本社・研究施設の京都移転を促す

東京一極集中が進む中で、日本の大企業、優良企業の本社はほとんどが東京の中心地に本社を置いている。本社や研究施設などを京都市へ誘致して、市の大幅な税収増を見込む必要があります。京都駅周辺の開発事業、崇仁地区への市立芸大移転事業などで、インテリジェントシティ建設を促進して、企業誘致を進める事を提言する。

15、徴税率ならびに捕捉率の向上について

本市の徴収率は99%近くで高止まりし、これまでの取組みの成果が表れている。一方で償却資産税などを中心に課税対象者を特定する捕捉ができていない事例が散見される。税負担の公平性、増収の観点のからの的確な捕捉体制を整え、課税・徴収すること。

徹底した支出の見直し

16、公有財産の目的外使用許可の再点検・不要地の売却

京都市には土地を含む資産を多く保有しているが、それらが適正に管理・運用がされているかということについても早急に点検する必要がある。準公共団体に無償または減免で貸し出されている案件についても、もう一度現状にふさわしい貸し出しになっているかを再点検する必要がある。また、現在保有している京都市の土地についても売却可能なものから積極的に現金化していくこと。

17、P F S・S B I の積極的活用

事業の民間委託における委託費を成果報酬連動型で支払うP F Sやその上で事業資金として民間資金を活用するS B Iなどの手法を研究・活用し、福祉関連経費等の本市負担の事業費を減らしつつも市民サービスが向上する事業にシフトしていくこと。

18、国がやるべきことは思い切って国に任せる

地方自治体は臨財債の発行や交付税の抑制など極めて地方に厳しい環境になりつつある。今は何より市民生活を優先し、国がすべきことは国に任せ、それらの事業からの勇気ある撤退を求めるものである。国へ配慮した国からの出向者への公舎の借上げも不要、文化庁の必要経費負担にあたる文化庁誘致への出金も本来国が持つべきものと解するのが妥当であり出金すべきではない。再生可能エネルギーなどの環境政策も国の環境行政として国の負担で行われるべきものである。このように、多くの事業が基礎自治体の責務の範疇を越えており、全事業を通じて再度見直しをされたい。

19、市場原理での解決が見込まれる事業からの撤退

事業には政策意図があり、政策誘導の意味で多くの予算が投入されるが、中には市場原理で解決が図れるものも多く、行政の資本投下なしで目指すべき政策意図が達成されるケースも多い。例えば、水素自動車事業は京都市の取り組みに関係なく国家的な枠組みで大きく状況は変わりつつあるし、排出権取引については国際社会で既に行き詰まりの形相を呈しており、一自治体での取り組みはもはや効果がない。働き方改革も人口減少社会、すなわち労働人口の減少に伴い、労働市場が解決に向かって猛進をしている。こういった観点を予算編成に取り入れ、早々に事業の見直しを強く求める。